

「農業集落」に関する補足説明資料

1 「農業集落」の設定目的

農業集落は、農林業センサスにおいて、市区町村の区域よりも細かい単位での集計を行うとともに、農業集落調査の調査単位とするために設定している。

2 「農業集落」の定義と設定の考え方

1 農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。

これは、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた、農村社会における社会生活の基礎的な単位として設定した地域範囲である。

具体的には、農道、農業用かん排水施設、共有林野、農業用の各種建物や農機具などの共同利用ばかりでなく、ゆい、手伝い又は共同作業を通じ、農産物の供出又は共同出荷など農業経営のあらゆる面にわたる協力はもちろんのこと、冠婚葬祭その他の生活面においてまで密接に結びついた、設定当時における、独自の生活慣行と集落意識に基づく「村落共同体」であった。

2 その後、高度経済成長期における農村人口の急激な流出、兼業化の進展、都市化による混住化等によって、従来からの農業集落としての機能が著しく崩れてきているところはあるものの、農業集落の範囲は、もともと自然発生的な地域社会（自然村）であって独自の生活慣行と集落意識に基づく村落共同体であることから、基本的には 1970 年（昭和 45 年）当時の農業集落の範囲を踏襲し、地域の実態を時系列比較できる固定したフレーム（農林業センサスにおける最小集計単位）として設定し、現在に至っているものである。

農業集落の基本的な属性（総数、平均値及び中央値）

<総数ベース>

	農業集落数 (集落)	総土地面積 (ha)	耕地面積 (ha)	世帯数 (世帯)	農家数 (戸)	農業経営体数 (経営体)
調査対象集落	138,243	36,103,237	4,369,953	29,378,681	1,692,054	1,053,443
都市的地域	29,743	3,616,402	631,554	20,278,207	399,673	215,316
平地農業地域	33,707	5,165,014	1,937,379	3,819,648	513,232	379,112
中間農業地域	48,010	12,082,104	1,326,577	3,979,791	552,006	337,344
山間農業地域	26,783	15,239,717	474,443	1,301,035	227,143	121,671

<平均値ベース>

	農業集落数 (集落)	総土地面積 (ha)	耕地面積 (ha)	世帯数 (世帯)	農家数 (戸)	農業経営体数 (経営体)	世帯数と農家数の比率 (%)
調査対象集落	138,243	261	32	213	12	8	23
都市的地域	29,743	122	21	682	13	7	8
平地農業地域	33,707	153	57	113	15	11	24
中間農業地域	48,010	252	28	83	11	7	26
山間農業地域	26,783	569	18	49	8	5	30

<中央値ベース>

	農業集落数 (集落)	総土地面積 中央値 (ha)	耕地面積 中央値 (ha)	世帯数 中央値 (世帯)	農家数 中央値 (戸)	農業経営体数 中央値 (経営体)	世帯数と農家数の比率 中央値 (%)
調査対象集落	138,243	106	15	52	9	5	17
都市的地域	29,743	70	12	261	10	5	3
平地農業地域	33,707	81	33	60	12	8	20
中間農業地域	48,010	119	14	39	9	5	22
山間農業地域	26,783	241	8	22	6	3	27

農業地域類型の基準指標

区分	基準指標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市区町村および旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村。
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域
 2 DID【人口集中地区】とは、人口密度約4,000人/k㎡以上の国勢調査基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。
 3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。